

平成 30 年度 提言のまとめ

自治体にとって自主事業は、指定管理者制度のメリットを最大限発揮し、施設のにぎわい創出や施設の有効活用をはかり、住民サービスの拡大につなげることができます。また、財政負担の軽減にもつなげることができます。

一方で、自治体にとって自主事業は、指定管理者制度を導入するうえでさまざまなメリットがあるばかりではなく、何かと批判も懸念される事項でもあります。また、指定管理者にとって自主事業とは、知恵を絞り、施設の設置目的の最大化で住民サービスの拡大を図る、民間活力を最大に発揮できる場所として認識しています。

住民今回の提言では、

●指定管理者にとって「事業」とは、①自治体が企画し仕様を決め指定管理者が実施する「自治体企画事業（仕様発注）」と、②自治体が大枠を指定し性能のみ決め指定管理者が企画提案して実施する「指定事業（性能発注）」と、③指定管理者が自ら企画提案して自らの責任と費用で実施するまさに「自主事業」との三つがあると認識しています。

●行政財産の目的外使用についても、施設の設置目的以外は目的外使用許可申請のうえ自主事業と認める自治体と、施設の設置目的に関係なくすべて目的内として施設設置条例で自主事業を認めている自治体に分かれました。その中間に施設の設置目的内の自主事業と、目的外の自主事業に区分している自治体もありました。

それぞれの考え方に基づいているため一概には言えませんが、指定管理者として力を発揮しやすい環境はあると言えます。自主事業の定義と目的外使用の対象範囲を認識し、自治体と指定管理者両者が自主事業の可能性についての認識を共有する意義は、大きなものがあると思います。本提言では、自治体と指定管理者の考える「自主事業」の共通理解と共通のメリットを確認したいと思います。

1 自治体が求める事業で指定管理者が実施している三つの事業について共通の呼び名がありませんでした。指定管理者としては、その自治体が企画した「自治体企画事業」、指定した「指定事業」、指定管理者が自ら企画提案し自らの責任と費用で実施する「自主事業」に分けて呼ぶのがふさわしいのではないかと考えています。
自治体企画事業及び指定事業は管理業務に位置付けるとともに、予算の裏付けを明確にすることで、より事業内容を充実させることが出来ると思います。

2 目的外使用許可制度を限定的に運用することで、指定管理者の自主事業を施設の設置目的の内とし、自主事業の持続可能性と広がりのある事業展開を求めているかどうか。
自治体と指定管理者が協働で新しい住民サービスを生み出す可能性をさらに推し進める

ため、自主事業・指定事業の収益は、指定管理者から自治体に還元するシステムを構築し、協定書等に明記することを提案します。

3 指定管理者制度は、自治体と指定管理者の双方が将来に向けてより良い協働関係を築き、制度のさまざまな課題を克服し、住民サービスの向上と資源の効率的投資、さらには地域社会の活性化を目指すためのものです。

そのために「新しい共創」を生み出す努力が相互に求められています。このことを理解し、自主事業のインセンティブが先導役となる「産業」としても育てていかなければならないと考えています。

以上

※提言の本文（冊子）をご希望の方は、指定管理者協会ホームページ 画面右上の「お問い合わせ（<http://www.shiteikanri.org/contact/tabid/62/Default.aspx>）」からお申込みください。無償でご提供いたします。（大量に冊子を希望される場合は有償とさせていただきます）